

みどりデイサービスご利用契約書

様(以下、「利用者」といいます)と「みどりデイサービスセンター」(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う通所介護・第1号通所事業について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護・第1号通所事業を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和8年6月1日から、利用者の要介護認定、要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 通所介護(介護予防通所介護)計画

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画書」「介護予防サービス支援計画書」に沿って「通所介護(介護予防通所介護)計画」を作成します。

事業者は、この「通所介護(介護予防通所介護)計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 (通所介護・第1号通所事業の提供場所・内容)

- 1 通所介護・第1号通所事業の提供場所は、「みどりデイサービスセンター」です。
- 2 事業者は第3条に定めた通所介護(介護予防通所介護)計画に沿って通所介護・第1号通所事業を提供します。
事業者は通所介護・第1号通所事業の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者はサービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。
その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条 (サービス提供の記録)

- 1 事業者は通所介護の実施ごとに、サービスの内容等を、この契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。
利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者はサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。